

## 電波法第 104 条の 2 第 1 項の規定により付する条件

日本放送協会所属テレビジョン放送局(総合放送)及び民間地上基幹放送事業者所属  
テレビジョン放送局

### 《条件》

放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組 10%以上  
教養番組 20%以上を確保すること。